

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成26年度諮問受 理第136号	平成26年12月 1 日 付け大福祉第2922 号	平成26年 6 月10日	大福祉第3570号「不非 公開」件（決定通知 書）① 大福祉第3912号「諮」 件（諮通知書）②	①の総務様式 ②の大 生総第54号※事案欠 如。	①は、統活様式 ② は、大生総第106号※54 号欠如	福祉局保護課	大福祉第3570号「不存 在による非公開決定通 知書」 大福祉第3912号「審議 会諮問通知書」	平成26年 9 月10日 付け大福祉第1852 号 訂正不承認	当該文書については、実施機関としての決 定内容を示しているものであり、記載内容 が訂正すべきものであると認められないた め。	平成26年 9 月18日	処分の取り消しを行い、速やかに（直ち に）、正式名の訂正せよ。 「大情審答申第272号」別表 2 「大阪市所 定様式」・ I C D－10 F 4 類 6・7 押印する生野区「〇〇」正当化（大 健福第6054・1098号件） 職員の決定事前「調整」欠如の手引き反す る行為を責任転換。 「公文書」定義違反している為、正式名 「公式」改善せよ。 ※「不要」に補正依頼殺到する生野区指導 欠如示す。
2	平成26年度諮問受 理第137号	平成26年12月 1 日 付け大福祉第2923 号	平成26年 8 月11日	大福祉第4516号「不非 公開」件（H25. 3／ 12）	神経症障害 ※H25. 2／5の〇〇職員主張 を請求至る。	「 I C D－10」の F 4 類が、「神経症性障 害」表示	福祉局保護課	大福祉第4516号「不存 在による非公開決定通 知書」	平成26年 9 月10日 付け大福祉第1853 号 訂正不承認	当該文書については、実施機関としての決 定内容を示しているものであり、記載内容 が訂正すべきものであると認められないた め。	平成26年 9 月18日	処分の取り消しを行い、速やかに（直ち に）、正式名の訂正せよ。 「大情審答申第272号」別表 2 「大阪市所 定様式」・ I C D－10 F 4 類 6・7 押印する生野区「〇〇」正当化（大 健福第6054・1098号件） 職員の決定事前「調整」欠如の手引き反す る行為を責任転換。 「公文書」定義違反している為、正式名 「公式」改善せよ。 ※「不要」に補正依頼殺到する生野区指導 欠如示す。
3	平成26年度諮問受 理第140号	平成26年12月10日 付け大生保生第 1243号	平成26年 9 月11日	大生保生第1440号「不 非開示」件 （不可思議） 「補正依頼」大量行 い、本件は、不自然に も補正依頼欠如。	神経性障害 ※軽微な 「脱字」（症欠如）	神経症性障害の「症」 脱字根拠は、〇〇主張	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	不存在による非開示決 定通知書「大生保生第 1440号」	平成26年 9 月22日 付け大生保生第 810号 訂正不承認	不存在による非開示決定通知書（大生保生 第1440号）の「開示請求書に記載された保 有個人情報を特定するに足りる事項」欄に 記載されている内容は、請求者が平成25年 3月15日付けで個人情報開示請求を行った 際の開示請求書の「開示請求に係る保有個 人情報を取り扱う事務の名称及び内容その 他保有個人情報を特定するに足りる事項」 欄に記載されたものをそのまま記載したも のであり、事実反するものではないため	平成26年10月23日	「 I C D－10」大阪市内所属運用マニユ アル・厚生労働省告示第158号・厚生労働省 告示第 4 号 大情審答申第272号調査資料別表 1・2 調 査資料、答申第332号「大健福第6515号 「想像・思い込み」件 大生保生第1055・1057・1085・1086・ 1099・1170・1168・1236・1263・1265・ 1294・1313・1314・1317号「公」件 大生支第469号「不非開示」件（H20. 3 ／31・4／1 ケース記録票） 大福祉第3281号「市民の声 6 点〇〇回答」 件、市民の声No. 1101-12232-001-01（保護 課）、1101-11587-001-01（生野区生活支 援）、大生総第84・52号「〇〇聞き取り書 面」件、大生保生第574・604・624号「不 非公開」件（答申第332号）等々
4	平成26年度諮問受 理第141号	平成26年12月10日 付け大生保生第 1245号	平成26年 9 月29日	大生保生第583号「公却 （特定出来ず）」件 H26. 8／7	「指定医療機の手引 き」	「指定医療機関の手引 き」	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	大生保生第583号「公 却」（特定出来ず）」 件	平成26年10月14日 付け大生保生第 932号 訂正不承認	公開請求却下決定通知書（大生保生第583 号）の「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」欄に記載されている内容 は、請求者が平成25年 7 月 9 日付けで公開 請求を行った際の公開請求書の「請求する 公文書の件名又は内容」欄に記載されたも のをそのまま記載したものであり、事実反 するものではないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃあ りません」（〇〇主張「大生保生第529・ 766号」不非開示」件等々の「謝罪（H 22. 2／19）を全面or一部の水掛論する根 拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 ／17）・大生保生第251・1398・635・ 636・912・935号「不非開示」件 大生保生第100・105・106・1260・1262・ 860・1396・1397・27・365・271・272・ 444・446・448・449・499・450・501・ 583・584・645・646・802・803・804・ 806・807・809・812・839号「不非開示」 件等々、大福祉第3281号「市民の声 6 点〇 〇回答」・大政第 e－43号「市民の声12点 〇〇回答」・ e－8 号「24区回答」等々 （法第50条欠く）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱 う事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
5	平成26年度諮問受 理第168号	平成27年 2 月16日 付け大福祉第3930 号	平成26年 3 月12日	大福祉第4869号「決定 書」	「精神通院医療確認調 書」※大福祉第3284・ 3285号添付。	正規の様式「大健福第 1918号」決定事項と は、異なる。ケース記 録票は、「精神通院医 療確認調書」成らず。	福祉局保護課	大福祉第4869号「決定 書」	平成26年 4 月 7 日 付け大福祉第41号 訂正不承認	当該文書については、実施機関としての決 定内容を示しているものであり、記載内容 が訂正すべきものであると認められないた め。	平成26年 4 月11日	処分を取り消しを求め、大健福第1916号 「公」実施とうり、1918号「公」未実施事 実正しく、訂正せよ。 「神経症の重度かつ継続する高額治療者満 なす私の分求め、「不」非開示を不適法示 す。 6・7貼る私の分欠くなら、「想像・思い 込み」大健福第6515号「公」・6564号 「不」非公開一致する。 大阪市は、「精神通院医療確認調書」未使 用であり、大健福第1918号「公」（国→市 へ指導）を「他法活用検討依頼通知」（作 成）大健福第1916号「公」（局→24区へ指 導）実施有。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託 職員（嘱託医師）要綱」6 (2)本庁所管の 為、区所管外示す。※区「職員」が、権限 外の判断した6・7貼る行為は、越権であ る。

(注) 1 (え) 欄から (か) 欄まで及び (し) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (き) 欄については、(け) 欄に記載の決定時点における担当名としている。